

登別市若山浄化センター太陽光発電設備導入事業に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を進める中で、再生可能エネルギーの導入・活用推進を目的として、登別市若山浄化センターの敷地を活用したPPA（Power Purchase Agreement）方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 登別市若山浄化センター太陽光発電設備導入事業
- (2) 事業場所 別添仕様書のとおり
- (3) 工事期間 契約締結日から令和8（2026）年3月10日まで
- (4) 運転期間 運転開始日から原則20年間
- (5) 発注者 登別市長 小笠原 春一

3 担当グループ

都市整備部下水道グループ

住所：〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話：0143-85-9052

E-mail：ges-kei@city.noboribetsu.lg.jp

4 最優秀者（受注候補者）審査の概要

- (1) 名称 登別市若山浄化センター太陽光発電設備導入事業プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）
- (2) 方式 公募型プロポーザル方式とし、審査は2段階で行う。

【第1次審査】

参加意向申出書等の書類審査を行い、参加資格要件に適合する参加者を選定する。

【第2次審査】

第1次審査により選定されたプロポーザル提案者を対象に、提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、登別市若山浄化センター太陽光発電設備導入事業プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において採点した合計点の一番高得点の者を最優秀者（受注候補者）として選定する。

(3) 受注候補者選定のスケジュール

内容	日程
実施要領等公表	令和7年4月15日(火)
現場見学参加申込	令和7年4月15日(火) ～令和7年4月22日(火)
現場見学	令和7年4月23日(水) ～令和7年4月24日(木)
質問受付	令和7年4月15日(火) ～令和7年4月25日(金)
質問回答	受付日～令和7年5月2日(金)
参加意向申出書等提出期限	令和7年5月12日(月)
第1次審査結果通知	令和7年5月15日(木)
企画提案書等提出期限	令和7年5月23日(金)
第2次審査	令和7年5月29日(木)
第2次審査結果通知	令和7年6月3日(火)
第2次審査結果公表	令和7年6月6日(金)
契約予定時期	令和7年6月以降

5 参加資格

参加意向申出書等の提出者は、北海道内に本社(店)、支社(店)(支社(店)の場合においては、契約権限の委任がされていること。)がある者(ただし、本事業を実施する体制に含まれる協力企業の中に北海道内に本社(店)がある場合はその限りでない。)で、次に掲げる単体事業者又は共同事業者等とする。

なお、参加意向申出書等の提出者が共同事業者等の場合は、北海道内に本社(店)、支社(店)(支社(店)の場合においては、契約権限の委任がされていること。)がある者を含むこととする。

(1) 単体事業者として本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 登別市競争入札等参加資格有資格者名簿において、「物品」に登録されていること、又は企画提案書等の提出日までに登録を得る見込みであること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は更生

計画の認可決定がなされている者を除く。) でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

エ 公募の日から第2次審査までのいずれの日においても、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 参加しようとする者の間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

a 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他公募型プロポーザル方式の適正さが阻害されると認められる場合

(エ) (ア) 又は (イ) と同視し得る特定関係があると認められる場合

カ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者でないこと。

キ 消費税・地方消費税及び市区町村税に未納の税額がないこと。

ク 次の条件を満たす事業(令和7年5月12日を起算日として過去5年間に実施したものに限る。共同事業体等により履行した事業の場合は、構成員として履行したものに限る。)の履行実績を元請けとして有していること。(本社(店)又は支社(店)の実績も含む。)

(ア) 企業、地方公共団体所有施設又は土地への50kW以上の野立ての太

陽光発電発電設備の設置事業の実績（選定済み・契約・受注段階も可）を有すること。

ケ 地方共同法人日本下水道事業団の終末処理場に係る設計業務を元請けとして受託した実績を有していること。（本社（店）又は支社（店）の実績も含む。）

(2) 共同事業体等として本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 共同事業体等の結成方法は、事業者の自主的な結成によること。

イ 共同事業体等の構成員は、(1) アからキまでの要件を全て満たすこと。

ウ 共同事業体等の構成員のうちいずれかの構成員は、(1) クの要件を満たすこと。

エ 共同事業体等の構成員のうちいずれかの構成員は、(1) ケの要件を満たすこと。

オ 共同事業体等の構成員の代表者は、事業の中心的役割を担う履行能力を持つものであること。

カ 共同事業体等の構成員数は、2者又は3者とする。ただし、市長が特別に認めるときは、5者までとする。

6 参加に対する制限

(1) 参加希望者からの応募は、1点に限る。

(2) 参加希望者は、連名による応募はできない。

(3) 参加希望者が単体事業者である場合、他の参加希望者である共同事業体等の構成員となることはできない。

(4) 参加希望者が共同事業体等である場合、その構成員は他の参加希望者である共同事業体等の構成となることはできない。

(5) 参加希望者が事業を再委託する協力企業は、他の参加希望者の単体事業者及び共同事業体等の構成員となることはできない。また、他の参加希望者の協力企業となることもできない。

(6) 協力企業は、5(1)ア、ウ及びエからキまでの要件を全て満たすこと。

注1) 上記の参加に対する制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす。

注2) 参加意向申出書受付期間終了後、共同事業体等の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

7 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類が本実施要領等の提出方法及び示された条件に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 理事者、委員会委員又は担当グループ職員に助言を求めることや不正な接触を行った場合（11による質問書の提出を除く。）
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング時に、参加意向申出書等の提出者の担当者以外の者が出席した場合
- (5) その他実施要領等に違反するなど市長が不適格と認めた場合

8 事業実施上の条件

- (1) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
 - ウ アからイの資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力企業の中にも構わない。

9 参加意向申出書等の交付場所及び交付方法等

- (1) 交付場所及び交付方法
登別市公式ウェブサイトから直接ダウンロードする方法による。
URL：<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/article/2025041100104/>
- (2) 交付期間 令和7年4月15日（火）から

10 現場見学参加申込手続き等

現場見学の希望がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法
現場見学参加申込フォームに直接入力することにより行うものとする。
現場見学参加申込フォームアドレス
<https://logoform.jp/form/szZL/998118>
※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。
- (2) 提出期限
令和7年4月22日（火）17時00分

11 質問書の提出手続き等

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法

次の質問フォームに直接入力することにより行うものとする。

質問フォームアドレス

<https://logoform.jp/form/szZL/998325>

※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和7年4月25日(金) 17時00分

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年5月2日(金)までに、質問を行った法人名等は伏せたうえで、登別市公式ウェブサイトにて公表する。

12 参加意向申出書等の提出手続き等

参加希望者は、次のとおり参加意向申出書等を提出しなければならない。なお、期限までに参加意向申出書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出方法

参加意向申出書等提出フォームから提出書類(PDF形式とする。)をアップロードすることにより行うものとする。

参加意向申出書等提出フォームアドレス

<https://logoform.jp/form/szZL/998362>

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和7年5月12日(月) 17時00分

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書(別記様式第1号)
- イ 共同事業体等協定書(任意様式)
- ウ 協力企業参加届(別記様式第2号)
- エ 類似事業実績概要(別記様式第3号)
- オ 有資格者一覧(別記様式第4号)

(4) 参加資格に係る書類

本実施要領の「5(1)参加資格」を証明する以下の書類を添付すること

- ア 類似事業実績の契約書等の写し(契約及び導入規模が証明できる部分のみの写しで可)
- イ (登別市以外の)市区町村の納税証明書
- ウ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- エ 地方共同法人日本下水道事業団の終末処理場に係る設計業務を元請けとして受託した実績を証明する契約書等の写し(契約が証明できる部分の

みの写しで可)

(5) 参加意向申出書等の作成及び提出上の注意事項

ア 参加意向申出書等の提出期限以後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

イ 参加意向申出書等の提出後に辞退する場合は、令和7年5月13日(火) 17時00分までに、理由を付した辞退届(別記様式第5号)を電子メールにより担当グループまで提出すること。

13 第1次審査

(1) 参加意向申出書等を審査し、本実施要領の参加資格要件に該当するか確認する。

(2) 審査結果は、令和7年5月15日(木)までに全ての参加希望者へ通知する。

なお、企画提案者とならなかった者は、結果の通知を受けた日の翌日から起算して5日(日曜日及び土曜日を除く。)以内に、電子メールにより担当グループまで書面(任意様式)を提出することで、その理由の説明を求めることができる。

14 企画提案書等の提出手続き等

企画提案書等の提出者(以下「企画提案者」という。)は、次のとおり企画提案書等を提出しなければならない。

(1) 提出方法

企画提案書等提出フォームから提出書類(PDF形式とする。)をアップロードすることにより行うものとする。

企画提案書等提出フォームアドレス

<https://logoform.jp/form/szZL/998457>

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和7年5月23日(金) 17時00分

(3) 提出書類

ア 企画提案書(別記様式第6号)

イ 事業実施体制(任意様式)

ウ 過去の類似事業実績(任意様式)

エ 過去の終末処理場設計業務実績(任意様式)

(4) 企画提案書等の作成要領

別添仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

ア 企画提案書

(ア) 実施方針

- ・提案の基本方針・概要・設備のシステム構成図等を記載すること。

(イ) 太陽光発電設備容量

- ・施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

(ウ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和7年3月改訂）で定められている $0.438 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ を使用すること。

(エ) 若山浄化センター等の安定稼働への配慮

- ・設備の導入時における既存受変電設備の改造等に係る若山浄化センター（し尿投入施設等関連施設を含む）の安定的な稼働に対する考え方を示すこと。
- ・設備の運用時における若山浄化センター（し尿投入施設等関連施設を含む）の安定的な稼働に対する考え方を示すこと。

(オ) 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。

(カ) 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・単価は事業期間中一定とし、市より提示した上限単価を踏まえ提案すること。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における市の負担として算出すること（運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。
- ・「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用した場合の市の実質負担額を併せて示すこと。

(キ) 事業シミュレーション

- ・事業期間終了後、市が設備の無償譲渡を受けて10年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。なお、30年間の総発電量及び消費量、二酸化炭素削減量、機器更新費を含めた総コ

ストを含むこと。

(ク) 地域貢献等

・市内事業者の活用及び施設特性への配慮を提案すること。

イ 事業実施体制

(ア) 事業実施体制図

(イ) 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本事業に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

(ウ) 市内事業者の活用の提案

(エ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

(オ) 代表事業者の経営状況（5年間）

賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

(カ) 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

(キ) 故障、緊急時の対応体制図

(ク) 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

(ケ) 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中において設定する全ての保証内容

ウ 過去の類似事業実績

類似事業実績の契約書等の写し（契約及び導入規模が証明できる部分のみの写しで可）

エ 過去の終末処理場設計業務実績

地方共同法人日本下水道事業団の終末処理場に係る設計業務を元請けとして受託した実績を証明する契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで可）

オ 記入上の注意事項

(ア) 事業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。

(イ) A4版を基本とすること。

(ウ) 枚数に制限は設けないが、企画提案書は簡潔にまとめること。

(エ) ページの通し番号を付すこと。

(オ) 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。

(カ) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

- (キ) 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (ク) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (ケ) ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ12pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。
- (コ) 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- (サ) 表紙をつけ、表題を記載すること。
- (シ) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- (ス) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、令和7年5月26日(月)15時00分までに、理由を付した辞退届(別記様式第5号)を電子メールにより担当グループまで提出すること。

15 第2次審査

企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア プレゼンテーションは、非公開で行う。
- イ プレゼンテーションは企画提案者ごとに行い、持ち時間は30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)とする。
- ウ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付等は認めないものとする。ただし、ヒアリングの際に、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。
- エ 企画提案者から委員会への質問は一切認めない。
- オ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。
 - ※ プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。
- カ プレゼンテーション及びヒアリング審査の説明者は、4名以内とする。
- キ 説明者は、企業等を特定することができる服装及び言動(具体的な企業名や実績等)をしてはならない。
- ク 欠席をした場合は、企画提案書等の審査、評価及び選定から除外する。
- ケ プレゼンテーション及びヒアリング審査の開始時刻等は、後日通知する。

(2) 実施日及び場所

ア 実施日

令和7年5月29日(木)

イ 場所

登別市役所本庁舎(登別市中央町6丁目11番地)

(3) 評価基準

委員会の各委員は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、企画提案書等の評価項目及び評価基準(別表第1)に基づき、各委員100点満点で採点する。

(4) 最優秀者(受注候補者)の選定

委員会は、第2次審査における各委員の評価点を合計し、合計得点が最も高い者を最優秀者(受注候補者)に選定する。この場合において、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。なお、企画提案者が1者の場合でも審査することとする。

(5) 結果の公表及び通知

受注候補者を選定したときは、令和7年6月3日(火)までに企画提案者全員に対し、審査結果を通知するとともに、令和7年6月6日(金)までにその結果を公表する。なお、受注候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(日曜日及び土曜日を除く。)以内に、電子メールにより担当グループまで書面(任意様式)を提出することで、その理由の説明を求めることができる。

(6) プレゼンテーションを延期する場合は、次のとおりとする。この場合、企画提案者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

ア 談合情報などの不正入札行為に準ずる行為があった場合又はその疑いがあると認められたとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、公正なプレゼンテーションが行えないと認められるとき。

16 契約に関する基本事項

(1) 事業名

登別市若山浄化センター太陽光発電設備導入事業

(2) 契約の締結

市は、提案内容を踏まえ、受注候補者と協議を行い、仕様書の変更を行うことができるものとする。その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約により契約を締結する。

また、受注候補者が次に掲げる事項に該当する場合は、次点者と協議を行

- い、協議が整った場合に、次点者と契約を締結することができる。
- ア 交渉が不調に終わった場合
- イ 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合
- ウ 企画提案時の参考見積書の見積額と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があった場合
- エ その他の理由により契約ができなかった場合

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 事業の概要

- ア 企画提案書等に記載された内容、プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容については、基本的に尊重するが、プロポーザルは契約適格者を審査するものであり、事業は本実施要領及び仕様書に基づき進めていくことを前提とする。
- イ 事業の内容は、市が定める契約書のほか、仕様書に基づき行うものとする。
- ウ 締結する契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、市は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この場合において、契約の相手方は、解除により生じた損害の賠償を市に請求することができない。

17 その他の事項

- (1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は、担当グループとする。
- (2) 現場見学、提出書類の作成及び提出並びに第2次審査の参加等に関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 最優秀者（受注候補者）の提出書類は、公表する場合がある。
- (5) 提出書類は、参加者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (6) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (7) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
- (8) 市は、参加者から提出された提案書等について、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）の規定による請求に基づき、公開することがある。
- (9) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全

て参加者が当該第三者の承諾を得ておくこと。

- (10) 本プロポーザルについて、参加者が1者の場合であっても、委員会において企画提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (11) 本事業については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を前提に提案を行い、当該交付金の交付要件を全て満たすこと。

別表第1

企画提案書等の評価項目及び評価基準（第2次審査）

	評価項目	評価の視点	配点
1 企画提案に関すること (50点)	太陽光発電設備による自家消費電力量及び温室効果ガス削減量	太陽光発電設備設置に伴う施設での自家消費電力量と温室効果ガス削減量が大きいのか。	15
	若山浄化センター（関連施設を含む）の安定的な稼働への配慮	設備の導入時及び運用時における若山浄化センター等の安定的な稼働への配慮が十分に検討提案がされているか。	15
	設備導入による電気料金の削減	電気料金の削減が大きいのか。	10
	設備の安全性の確保	風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造や安全性の検討提案がされているか。	5
	積雪寒冷地の対策	積雪寒冷地に設置するための対策は行っているか。	5
2 実施体制に関すること (30点)	工事遂行能力の確保	業務全体を円滑に進められる工事計画概要、実施体制、スケジュール管理となっているか。	10
	事業遂行能力の確保	維持管理体制及び手法の提案に具体性・妥当性があるか。	10
	事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、故障、緊急時の体制や損害賠償保険等に対応できる提案となっているか。	10
3 会社実績等 (10点)	会社概要	経営が安定しており運営能力があるか。	5
	類似実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。	5
4 地域貢献 (10点)	市内中小企業の活用	施工及び維持管理等で、市内企業等の活用が期待できるか。	5
	施設の特性を踏まえた提案	施設の特性を踏まえ、具体的で実現可能な提案となっているか。	5